

投資信託説明書(交付目論見書)

2016年2月15日

コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2016-03 (為替ヘッジあり) (愛称: メジャー・カンパニーズ16-03)

単位型投信／内外／その他資産(ハイブリッド証券)

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

●委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

- ・ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- ・コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

●受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型	内 外	その他資産 (ハイブリッド 証券)	その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (ハイブリッド 証券)))	年2回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔 <http://www.toushin.or.jp/> 〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名	大和証券投資信託委託株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	15兆1,640億21百万円

(平成27年12月末現在)

- 本文書により行なう「コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2016-03(為替ヘッジあり)(愛称:メジャー・カンパニーズ16-03)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年1月29日に関東財務局長に提出しており、平成28年2月14日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的

世界のハイブリッド証券等に投資し、高利回りの獲得を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

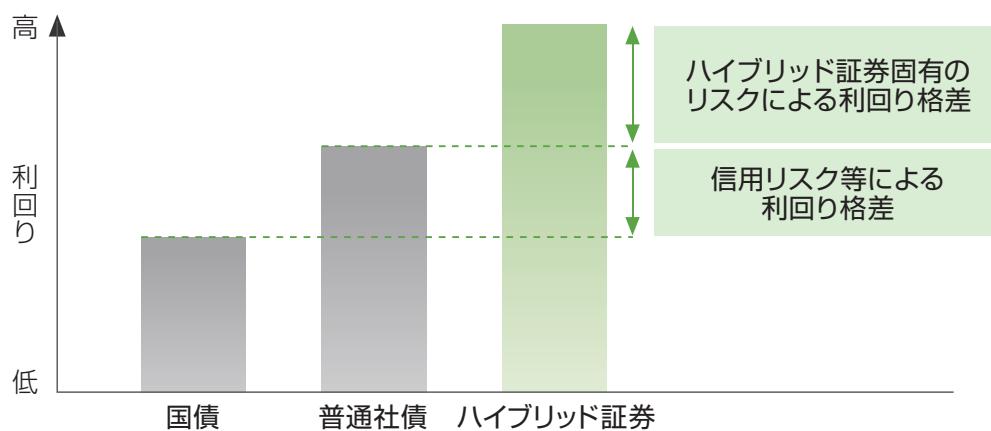
ファンドの特色

1 世界の企業が発行するハイブリッド証券等に投資します。

- ◆ ハイブリッド証券とは、債券と株式*の性質を併せ持つ(ハイブリッド)証券であり、劣後債および優先証券があります。
*株式と連動して証券価格が変動するものではありません。
- ◆ 一般に国債や普通社債と比較して、信用リスクが高いことやハイブリッド証券固有のリスクなどにより、利回りが高いという特徴があります。

※ハイブリッド証券固有のリスクには、法的弁済順位が劣後するリスク、繰上償還延期リスク、利払繰延リスクなどがあります。くわしくは、「投資リスク」をご参照下さい。

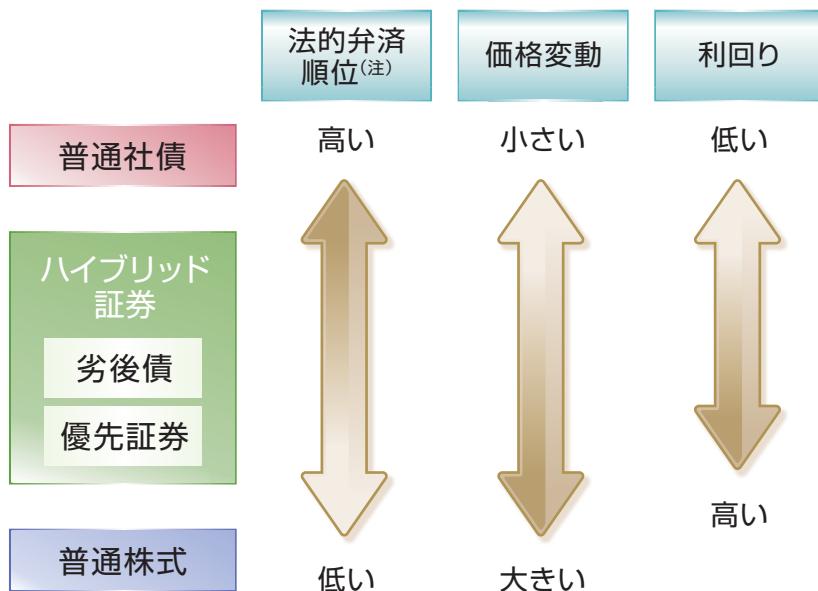
ハイブリッド証券の利回り(イメージ)



※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

ファンドの目的・特色

ハイブリッド証券の特徴(イメージ)



(注)法的弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位をいいます。

※上記は一般的なイメージであり、実際の価格変動や利回り等を表すものではありません。

[劣後債および優先証券について]

劣後債

- 普通社債に比べて、法的弁済順位が劣後した債券です。
- 一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。
- 償還期限がある「期限付劣後債」、償還期限の定めがない「永久劣後債」があります。

優先証券

- 法的弁済順位が普通株式より優先され、劣後債より劣る証券です。
- 一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。

※上記は実際のハイブリッド証券の性質すべてを網羅したものではなく、これに当てはまらない場合もあります。

◆ 世界の企業には、金融機関を含みます。金融機関についてはG-SIFIsに指定されているものとします。

G-SIFIs(Global Systemically Important Financial Institutions)とは

主要各国の中央銀行、金融監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)が指定した、金融システム上、世界経済に与える影響が極めて大きい(Too big to fail<大きすぎて潰せない>*)重要な金融機関をいいます。

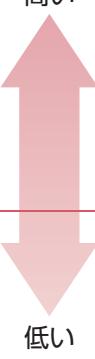
一般的の金融機関と比較し、自己資本の強化が要請される等、厳しい監督を受けることから、安全性の高い健全な経営が求められます。G-SIFIsに指定される金融機関は、毎年11月に見直される予定です。

*必ずしもG-SIFIsに指定された金融機関が経営破綻しないということではありません。

◆ 証券の格付けは、取得時において投資適格*の格付けを有する銘柄を中心とします。

なお、利回り水準や流動性を加味した上で、投資適格未満の格付けを有する銘柄にも投資します。

*ムーディーズでBaa3以上またはS&PもしくはフィッチでBBB-以上

信用度 高い 	格付け	
	ムーディーズの場合	S&P、フィッチの場合
Aaa		AAA
Aa		AA
A		A
Baa	[Baa1 Baa2 Baa3]	[BBB+ BBB [BBB BBB-]]
Ba		BB
B		B
⋮	⋮	⋮

証券の格付けとは、償還時までの証券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、フィッチ・レイティングス(Fitch)といった格付会社が各証券の格付けを行なっています。付与された格付けは、隨時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

◆ 信託期間内に満期償還される銘柄および繰上償還や買入消却等が見込まれる銘柄に投資します。

※組入銘柄の償還や買入消却等に伴い再投資する際は、普通社債または先進国の国債に投資することがあります。

ファンドの目的・特色

2

運用は、パイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行ないます。

◆ 外貨建資産の運用にあたっては、パイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。

〈パイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッドについて〉

- 欧州を基盤とし約29兆円(約2,236億ユーロ)の資産を運用する「パイオニア・インベストメント・グループ」(欧洲大手銀行、ユニクレディット・イタリアーノ S.p.A.の100%子会社)の運用拠点の一つ。特に欧洲株式、欧洲債券の運用に強みを持つ。(2015年12月末現在)
- 運用哲学:リサーチ・チームによるファンダメンタルズ分析、クウォンツ・チームによる定量分析・リスク管理、ポートフォリオ・マネージャーによるアクティブな運用を総合的に生かすことにより、さまざまな投資機会を捉え、グローバルな観点から投資を行ない超過収益の獲得をめざす。
- 所在地:アイルランド ダブリン

運用プロセス

- 各業種のクレジット・アナリストによる個別発行体の財務分析および信用リスク分析等により、投資対象銘柄を選定します。
- 投資対象銘柄の中から、繰上償還の実現性、利払いの確実性、格付見通し等のファンダメンタルズ分析を行ない、組入候補銘柄を選定します。
- 組入候補銘柄の中から、同業他社比較や相対的な割安度合い等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

世界の企業が発行するハイブリッド証券等

個別発行体の財務分析、
信用リスク分析等

投資対象銘柄

ファンダメンタルズ分析
• 繰上償還の実現性
• 利払いの確実性
• 格付見通し等

組入候補銘柄

同業他社比較や相対的な
割安度合い等を勘案

ポートフォリオの構築

3

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

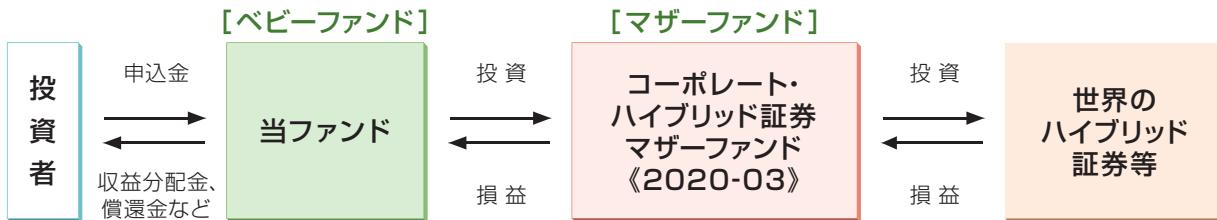
※為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

- マザーファンドにおいて、ハイブリッド証券、普通社債および国債の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.~3.の運用が行なわれないことがあります。

4

購入の申込みは、平成28年3月17日までとなります。

(注)当ファンドは単位型のため、申込みの受付けは上記の期間のみとなります。

5

毎年3月17日および9月17日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- 原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等を勘案し、元本超過額も含めて分配を行なうことがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

ハイブリッド証券の価格変動 〔価格変動リスク・信用リスク〕	<p>ハイブリッド証券の価格は、金利、発行体の企業業績等を反映して変動します。一般に、金利の上昇、発行体の企業業績の悪化等は、ハイブリッド証券の価格下落の要因となると考えられます。ハイブリッド証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体の財務状況の悪化、経営不安等が生じた場合、または生じることが予想される場合には、大きく下落します。また、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。</p> <p>ハイブリッド証券固有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。</p> <p>〔劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク)〕</p> <p>一般的に、ハイブリッド証券の法的弁済順位は、株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限りハイブリッド証券は元利金の支払いを受けることができません。</p> <p>また、ハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して格付けが低く、さらに格付けが低下する場合には、ハイブリッド証券の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。</p> <p>〔繰上償還延期リスク〕</p> <p>一般的に、ハイブリッド証券には、繰上償還条項が付されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。</p> <p>〔利払繰延リスク〕</p> <p>ハイブリッド証券には、利払繰延条項が付されているものがあり、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。</p> <p>〔その他〕</p> <p>組入銘柄が期限前償還された場合、再投資した利回りが低くなることがあります。組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
----------------------------------	---

公社債の価格変動 〔価格変動リスク・信用リスク〕	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
特定の業種への集中投資リスク	当ファンドは、特定の業種への投資比率が高くなることがあるため、当該業種固有の要因による影響を受け、幅広い業種に分散投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
為替変動リスク	為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。 日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ハイブリッド証券に関する規制や基準の変更等がハイブリッド証券市場に大きな影響を及ぼす可能性があります。

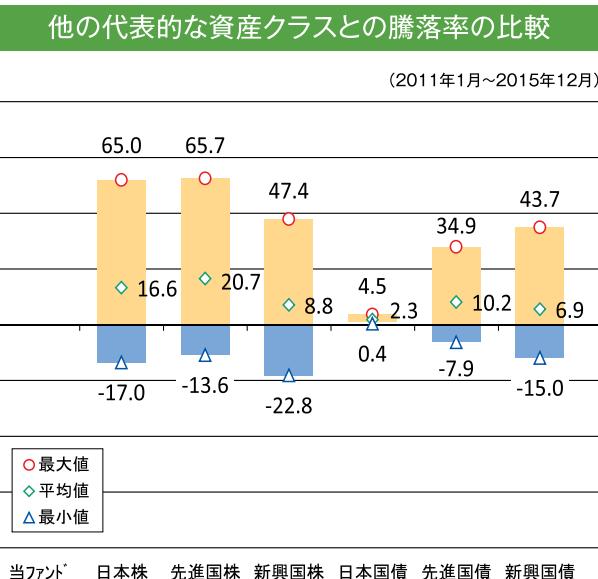
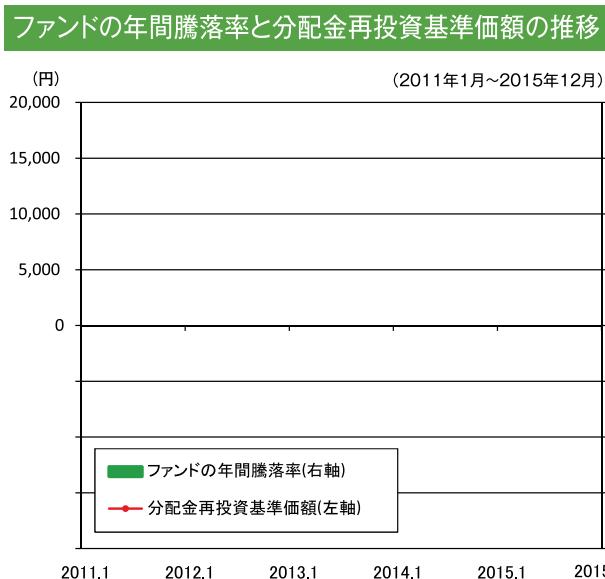
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。委託会社は、運用委託先とファンド運営上の諸方針を反映している運用委託契約に基づく投資ガイドラインを締結し、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

投資リスク

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指標値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。

Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成28年3月18日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成28年3月18日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成28年3月18日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成28年3月18日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	平成28年2月15日から平成28年3月17日まで
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	1万口当たり1万円
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所、アイルランド証券取引所、ニューヨークの銀行またはダブリンの銀行のいずれかの休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
設定日	平成28年3月18日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成28年3月18日から平成32年3月17日まで
繰上償還	●マザーファンドの信託財産につきパイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッドと締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了し、マザーファンドがその信託を終了(繰上償還)させることになった場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき ●すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
決算日	毎年3月17日および9月17日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	200億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。 ※平成28年1月1日現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)2.16%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	0.3%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.4688% (税抜1.36%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末、途中換金および信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.73%
	販売会社	年率0.60%
	受託会社	年率0.03%
その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※上記は、平成28年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

Memo

Memo

大和投資信託

Daiwa Asset Management